

審査基準

平成28年6月23日作成

法令名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則
根拠条項：第66条第2項において準用する第45条
処分の概要：店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法令の定め：
審査基準：
標準処理期間：14日
申請先：警察署生活安全課
問合せ先：警察本部生活安全企画課（電話 022-221-7171）又は警察署生活安全課
備考：